

へそくりだけではない！？相続税対象となる身近な財産

「へそくり」の原資は夫の稼ぎ、という主婦の方は多くいらっしゃると思います。法律上は、「夫が稼いだお金は夫のもの」「妻が稼いだお金は妻のもの」という考え方で、財産が誰のものかは、「財産の名義が誰かではなく、そのお金は誰が稼いだのか」といった事実で判断されます。また、親が子供名義の口座を作り資金を預け入れしている場合も考え方と同じなので、へそくりと同じく、親の財産ということになり、これらは相続税の課税対象となります。このように、名義だけを借りているに過ぎない現金・預金のことを「名義預金」と言います。

では、現金・預金以外にそういった財産はないのでしょうか。実は、この他に税務署の調査でよく指摘されるのが、契約者と保険料負担者が別である生命保険、いわゆる「名義保険」です。契約者の名義が妻や子供であるにもかかわらず、夫や親が生前に保険料を負担していたケースなどで、この場合も保険料負担者である夫や親の財産と見なされ、相続税の課税対象となります。

例えば、妻名義で、保険満期時に妻が受取人の養老保険なのですが、保険料は夫の口座から引き落とされており、保険料年額50万円という保険契約。この場合、保険料が贈与税の基礎控除額である年間110万円以下のために、贈与税はかかるないと思いますか？確かに税金計算上は、夫が妻の代わりに保険料を負担しても、保険料負担時に保険料分の現金を贈与した扱いにはなりません。しかし「出口」つまり「満期や解約時」に満期保険金や解約返戻金を受取人に贈与した扱いになってしまふのです。満期保険金や解約返戻金は、まとまった金額となるため、贈与税の基礎控除110万円を超えてしまい、贈与税がかかるのが通例です。また保険には500万円×法定相続人人数という非課税枠がありますが、契約者、保険料負担者、受取人の形態によっては、その非課税枠が適用されない場合もあります。

それでは、この名義預金や名義保険にはどのように対応しておけばよいのでしょうか。一番は、税務上認められるような形式で生前贈与しておくことです。贈与であれば、年間で110万円まで贈与税なしで夫のお金を妻に移すことができます。その移された資金から保険料を支払えば、贈与税の課税対象にはなりません。ただし、それを立証するために、贈与契約書を作成しておくこと、贈与している事實を妻に知らせておくこと、妻が銀行口座を実質的に管理すること（銀行印鑑は妻本人が自ら管理しているものを使うこと）など、贈与の事實を明確にしておくことが大切です。

相続は、親族間でもめることがとても多く、場合によっては親族同士で裁判になることも少なくありません。

また、名義預金を相続財産として申告しないことにより本来払う必要がない加算税などが発生することもあります。そのようなことにならないためにも、生前に第三者である専門家に相談してみてはいかがでしょうか？

JBAグループ



突然ですが、東京へ旅行に行ってきました。決まったのが9月中旬、出発が9月末という急な日程でしたが、私の旅好きがこうじて決まった旅行でしたのでご報告したいと思います。

9月29日～10月2日までの4日間の日程でしたが、今期からドリーマーでは、半年ごとにそれぞれ5又は6連休を必ず取得するというなんとも嬉しいリフレッシュ休暇制度が出来ましたので、さっそくそれを使い5連休を取得しました。

愛媛から東京へ、接近している台風24号より一足早く関東に上陸しました。この台風24号、この後この旅行の目的を大きく覆す事になるのですが、この時の私は知る由もありませんでした。台風はさておき、到着後はバスで横浜に向かいます。正午には横浜に到着、案内をお願いしていた姪と久しぶりの再会を喜び合い、先ずはお昼時でしたので中華街を散策しつつ、TVでも紹介されているという小籠包を頂きます。この小籠包！肉汁タップリ、さすが人気店と言うだけあります思わず「もう一個！」と言いうようになってしまいました。(余談ですが帰ってきてから、偶然にもTVで紹介されているのを見ましてテンションがあがった私です。)その後は、バスで市内観光をしながら、レンガ倉庫へ向かい、アップルパイの有名店で1時間ほど並びました。念願のアップルパイを頂き、お土産物や可愛らしい雑貨のショップで買い物を楽しみました。その後、食事を済ませてから改めて山下公園へ夜の散歩に出掛けます。港には大型客船が停泊し、街灯は何とも言えない港町の雰囲気を醸し出し台風が来ているにもかかわらず、ジョギングや夜の散歩を楽しんでいるカップル等広い公園の中で様々なシーンを目にし、港町横浜を満喫しました。

横浜を訪れたのは初めてでしたが、こちらに住む姪のお陰もあり大満足の1日目を終了。

さあ明日はこの旅のメインイベント当日です。私は、はやる気持ちを抑え布団に入りましたが、まさかあんな出来事が待っているなんて…それは次回のお話で…。



宮田昌美

親切・丁寧・わかりやすい

要予約・参加無料
※定員になり次第締め切りとなります

ドリーマー 終活セミナー

相続対策
相続税対策
編

第1部

「終活とは」

10:00～10:15

株式会社ドリーマー 石川 晓史



第2部

「税制改正で他人事では
なくなった！？相続税の
かかる人・かからない人」

10:20～11:20

講師：JBAグループ四国支社長
税理士・不動産鑑定士・MRICS 合田 英昭



第3部

「今だから聞けるやさしい相続の基本と対策」

11:30～12:30

講師：株式会社やまびこトータルらいふさぽーと
相続事業承継コンサルタント・司法書士 進藤裕介

お問合せ及び参加申し込みは
0120-44-5880 まで

ドリーマーではお客様にご満足して
いただけるサービスを提供するため
スタッフを募集しております。

お仕事をお考えの方！！私たちと一緒に働きましょう！！未経験からはじめたスタッフがほとんどです。
知識経験がなくてもマンツーマン指導でしっかりと仕事を覚えることが出来る環境です。
ご連絡をお待ちしております。

【正社員】

葬祭部 基本給 187,000円～293,000円

冠婚部 基本給 169,400円～264,000円

(休日/月6日、有給あり、賞与年2回、社保完備)

【葬祭献茶スタッフ】

時給 800円～1,200円(出勤可能な希望日 要相談)

セレモニーにおける会館でのお飲み物のお配りや、
式場のご案内など接客が主な仕事です。

【営業パート】

時給 800円～1,500円(週4日)

冠婚葬祭においてドリーマー会員の必要性を
伝えながら、会員募集営業をするお仕事です。



まずはお電話を!!

募集に関するお問い合わせは
0897-35-1110
担当 戸田



まほろば

第60号

入り心地いい
ご縁もついています。
50th
SINCE 1963
Dreamer corporation



株式会社ドリーマー
ご葬儀かわら版

0120
44-5880